

居宅訪問型児童発達支援事業のご利用のながれ

1 お問い合わせ

まずは、お気軽にお問い合わせください。

2 面談

お子さんのご様子を伺い、事業の説明をします。

3 同行受診

職員が受診に同行させていただくなど、主治医に事業の説明や利用の可否を確認し、お子さんの様子を共有いたします。



4 申請

利用申請書を子ども発達センターにご提出ください。



5 契約

受給者証に基づいて、子ども発達センターと利用契約を結びます。

6 利用開始

「個別支援計画」を作成します。計画に沿って職員が訪問し、発達を促す遊びを行います。

対象児

- ・ 重い障がいがある満1歳から就学前の児童
- ・ 医療的ケア（人工呼吸器を装着している等）が必要な満1歳から就学前の児童

※ 児童福祉法に基づく事業です。（児童福祉通所受給者証が必要です。無償化の対象となるため、利用料の負担はありません。）

療育内容（例）

- ・ 読み聞かせ
- ・ うた
- ・ ふれあい遊び
- ・ 感覚や感触遊び



訪問について

- ・ 頻度：月1回程度
- ・ 時間：1回につき1時間程度
- ・ 訪問支援員：原則2人
（保育士・作業療法士）

